

自由金利型定期預金（M型）規定【複利型】

1.（他規定の適用）

自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」といいます。）には、本規定のほか「定期預金共通規定」「定期性総合口座取引規定」「盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填に関する特約」が適用されます。

2.（預金の支払時期）

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」第9条第1項、第9条第3項または第9条第4項により満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
 - ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - G. 3年以上5年未満 約定利率×90%
 - ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - G. 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - H. 4年以上5年未満 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上